特別清算終結

平成２０年（ヒ）第４号
青森県十和田市稲生町17番３号
清算株式会社　十和田管理株式会社
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第２００３号
東京都港区高輪２丁目14番14号高輪グランドハイツ901号
清算株式会社　中野昭和物産株式会社
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０１１号
大阪市東成区東小橋１丁目11番10号
清算株式会社　株式会社フレイム
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第３０２７号
大阪市中央区農人橋１丁目１番22号、登記簿上の本店所在地大阪市浪速区日本橋東３丁目16番11号
清算株式会社　株式会社エフエイチエヌ
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第５号
愛媛県松山市千舟町５丁目１番地２
清算株式会社　株式会社内海パーキング
代表清算人　四方　正浩
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

平成２０年（ヒ）第９号
大分市舞鶴町１丁目２番17号
清算株式会社　九州管財株式会社
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成１８年（船）第１号
パナマ共和国　パナマ　マーベラ　アクイリノデラ　グアーディア通り　バンコ　ジェネラルタワー　15階
申立人　チェン―メイ　シッピング　エス　エイ
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成21年８月27日　松山地方裁判所

監督命令

平成２１年（再）第１８号
札幌市東区北36条東26丁目２番１号
再生債務者　株式会社タカオテック
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区北大通西９丁目　キタコーセンタービルディング２階　坂口法律事務所　弁護士　坂口　唯彦
平成21年８月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第４号
沖縄県浦添市西原４丁目36番17号
再生債務者　株式会社物琉
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　沖縄県那覇市久茂地３丁目22番１号　日高ビル４階Ｂ　開法律事務所　弁護士　宮里　　猛
平成21年８月27日
那覇地方裁判所民事第３部

監督命令取消

平成２０年（再）第７９号
大阪府豊中市玉井町２丁目８番30号
再生債務者　中村　　将
主文　平成20年11月11日にした監督命令を取り消す。
平成21年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第１号
長野県松本市野溝木工１丁目２番10号
再生債務者　高崎建設工業株式会社
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年10月26日から平成21年11月９日まで
長野地方裁判所松本支部

同意再生

平成２１年（再）第５号
北九州市小倉南区朽網東３丁目12番21号
再生債務者　井上　裕次
1　主文　本件について同意再生の決定をする。
2　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
3　再生計画案　別紙のとおり
再生計画案
第１　再生債権者について
１．再生債権の元本額の70％及び利息・損害金全額の免除を受ける。
２．上記免除後の残額を、再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月より、毎月末日限り2.78％を支払う（１ヵ月計金66,531円相当、３年間、36回払）。
（債権者の指定する銀行口座に送金して支払う）
第２　別除権付債権者等について
（以下の各債権元本金は、平成21年４月６日現在の残高である）
１．⑴　住宅金融支援機構（不動産の第１㋐順位抵当権者）について
債権残元本金7,242,912円（19年１ヵ月、229回払）及び利息・損害金の全額について、約定どおり、割賦払にて支払う（１ヵ月金21,436円、但し、賞与月金126,352円相当）。
⑵　住宅金融支援機構（不動産の第１㋑順位抵当権者）について
債権残元本金2,296,781円（19年１ヵ月、229回払）及び利息・損害金の全額について、約定どおり、割賦払にて支払う（１ヵ月金8,582円、但し、賞与月金28,728円相当）。
２．財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会（不動産の第２順位抵当権者）について
債権残元本金11,404,397円（19年、228回払）及び利息・損害金の全額について、約定どおり、割賦払にて支払う（１ヵ月金38,424円、但し、賞与月金241,509円相当）。
３．日産自動車株式会社が、株式会社みずほ銀行（旧日本興業銀行承継）に代位弁済した求償債権について
求償債権元本金10,277,786円（18年１ヵ月、217回払）及び利息・損害金の全額について、上記銀行との約定どおり、給与天引にて割賦払で支払う。（毎月金31,610円、但し、賞与月金165,323円）
なお、日産自動車株式会社は、従業員の住宅ローンを株式会社みずほ銀行と提携して従業員の住宅ローンの借入につき、連帯保証していたところ、従業員である再生債務者は、同銀行に土地購入資金の借入金が残存しており、平成21年３月25日に日産自動車株式会社が代位弁済したものである。
第３　公租公課　随時支払う。
平成21年８月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

書面による決議に付する決定

平成２０年（再）第８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字牧野林883番地17
再生債務者　奥住　健史
1　決議に付する再生計画案　再生債務者提出の平成21年７月17日付再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月27日
盛岡地方裁判所第２民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第６号
札幌市東区北39条東18丁目２番29号
再生債務者　曙　　和義
1　決議に付する再生計画案　平成21年７月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月25日まで
平成21年８月28日
札幌地方裁判所民事第４部